

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|----------------|
| 25 | 定額減税調整給付に関する事務 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

久山町は、定額減税補足給付金(調整給付及び不足額給付)に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに際し、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

| | |
|------|----|
| 特記事項 | 無し |
|------|----|

評価実施機関名

福岡県久山町長

公表日

令和7年10月1日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|----------------------|--|
| ①事務の名称 | 定額減税調整給付に関する事務 |
| ②事務の概要 | 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定)を踏まえ、足元の急激な物価高から国民生活を守ることを目的として、所得税・個人住民税の定額減税の実施に伴い、減税しきれないと見込まれる方へ、その減税しきれないと見込まれる額を1万円単位に切り上げて定額減税調整給付金を支給する。 また、本来給付すべき所要額と当初調整給付額との間で差額が生じた者や、個別の申請により給付要件を確認して給付する必要がある者に対し、不足額給付を行う。 |
| ③システムの名称 | ・特別定額給付金システム ・Acrocity(住民情報_住民票) ・Acrocity標準仕様対応版(住民情報_住民票) ・住民基本台帳ネットワークシステム ・団体内統合宛名システム(MICJET番号連携サーバ) ・中間サーバ |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| ・定額減税調整給付金情報ファイル | |

| 3. 個人番号の利用 | |
|--------------------------|---|
| 法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) 第9条第1項、別表 第135項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第74条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> [実施する] |
| ②法令上の根拠 | ■情報照会の根拠 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表 160項、第162条 ■情報提供 なし |

| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
|--|--|
| ①部署 | 総務課 |
| ②所属長の役職名 | 総務課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | <ul style="list-style-type: none"> ・名称:久山町役場 ・住所:〒811-2592 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 ・電話番号:092-976-1111 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | <ul style="list-style-type: none"> ・名称:久山町役場 総務課 ・住所:〒811-2592 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 ・電話番号:092-976-1111 |
| 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した | |
| 適用した理由 | |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和7年4月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和7年4月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|-----------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | []委託しない |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | []提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | []接続しない(入手) []接続しない(提供) |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---------------------------------|---|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない | | |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 以下の対策を講じるため、十分であると判断する。 ・複数人で確認を行った上で作業を実施する。 ・マイナンバーの利用は原則としてシステム内での一括処理のみで実施し、人手を介在させる作業の回数を最小限にとどめる。 | |

| 9. 監査 | |
|---|---|
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査 |
| 10. 従業員に対する教育・啓発 | |
| 従業員に対する教育・啓発 | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> [<input type="checkbox"/> 十分に行っている] </div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div> </div> |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する | |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> [8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] </div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発 </div> </div> |
| 当該対策は十分か【再掲】 | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> [<input type="checkbox"/> 十分である] </div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div> |
| 判断の根拠 | 以下の対策を講じるため、十分であると判断する。 ・マイナンバーを扱う端末とそれ以外の端末間でのデータの移動の回数は可能な限り少なくする。 ・データ移動の際には専用のUSBメモリーを使用して使用記録をつける。 |

